

第19回定期株主総会
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

新株予約権等の状況
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
及び当該体制の運用状況
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

(自 2024年10月1日 至 2025年9月30日)

株式会社マイクロアド

事業報告

1 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日における新株予約権の状況

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2017年12月19日	2018年7月4日	2020年12月9日
新株予約権の数	60個	50個	1,148個
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個あたり 600株	新株予約権1個あたり 600株	新株予約権1個あたり 600株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使価額	新株予約権1個あたり 491,400円	新株予約権1個あたり 491,400円	新株予約権1個あたり 176,400円
権利行使期間	2019年12月20日から 2027年12月19日まで	2020年7月5日から 2028年7月4日まで	2022年12月10日から 2030年12月9日まで
主な行使の条件	(別記1)	(別記1)	(別記2)

	第6回新株予約権	第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日	2021年12月9日	2024年2月14日	2025年2月14日
新株予約権の数	679個	1,070個	2,880個
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個あたり 600株	新株予約権1個あたり 100株	新株予約権1個あたり 100株
新株予約権の払込金額	無償	無償	無償
新株予約権の行使価額	新株予約権1個あたり 176,400円	新株予約権1個あたり 65,500円	新株予約権1個あたり 25,600円
権利行使期間	2023年12月10日から 2031年12月9日まで	2026年2月15日から 2034年2月14日まで	2027年2月15日から 2035年2月14日まで
主な行使の条件	(別記2)	(別記3)	(別記4)

(注) 上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価額」は2023年10月1日付で行った1株を3株とする株式分割による調整後の数及び金額を記載しております。

(別記1) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超えることとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権1個未満の行使を行なうことはできない。
5. その他の条件は当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(別記2) 新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、任期満了もしくは定年退職又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
2. 本新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役会の決議により認めた場合はこの限りではない。
3. 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
4. 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
5. 本新株予約権者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社の取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
6. その他の条件は当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(別記3) 新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、任期満了もしくは定年退職又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
2. 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない

ものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

3. 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
4. 本新株予約権者が、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社の取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
5. その他の条件は当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(別記4) 新株予約権の行使の条件

1. 本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。但し、任期満了もしくは定年退職又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会の決議により認めた場合は、この限りではない。
2. 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとし、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
3. 本新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
4. 本新株予約権者が、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社の取締役会の決議で当該本新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該本新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
5. その他の条件は当社と本新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

② 当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第5回新株予約権
区分	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)	取締役 (監査等委員を除く)
新株予約権の数	30個	25個	332個
新株予約権の目的となる株式の数	18,000株	15,000株	199,200株
保有者数	1名	1名	2名

(注) 「新株予約権の目的となる株式の数」は2023年10月1日付で行った1株を3株とする株式分割による調整後の数を記載しております。

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

	第8回新株予約権	
区分	当社の使用人	子会社の役員及び使用人
新株予約権の数	2,120個	820個
新株予約権の目的となる株式の数	212,000株	82,000株
保有者数	26名	10名

(注) 2025年9月30日現在において交付時より新株予約権の数が60個減少しておりますが、これは退職による減少分です。

2 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、MicroAd Taiwan, Ltd.については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 法令、定款及び社会的な倫理を遵守するための社内規則（社内規程、ガイドライン、マニュアル等を含む）を制定し、当社グループのコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践に努める。

(イ) コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築とその推進にあたる。

(ウ) 当社グループ役職員を対象としたコンプライアンスに関する教育を行い、コンプライアンスへの関心を高め、正しい知識の定着を図る。

(エ) 内部通報制度を設けることで、法令違反行為等の問題の早期発見と是正を図るとともに、通報者に対する不利益な扱いを禁止する。

(オ) 当社グループは、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また不当な要求に対しては断固としてこれを拒絶する。

(カ) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用する。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行う。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行う。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(ア) 「リスク管理規程」を制定し、当社グループにおけるリスク管理に関して必要な事項を定めるとともに、リスク管理委員会を設置し、適切に事業リスクの評価・管理を行う体制を構築する。

(イ) コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの事業活動における各種法令等への違反リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(ウ) 危機発生時には、「緊急時対応規程」に基づき緊急対策を整備し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して迅速かつ適切に対処する。

- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア)取締役会を毎月1回定期開催し、会社の業務執行に関する重要事項の決定及び取締役の職務執行を監督するほか、迅速かつ有効な意思決定を可能にするため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - (イ)当社グループは、「取締役会規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図るとともに、事業運営の迅速化を図る。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (ア)当社グループは、経営を円滑に遂行するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社を適切に管理・指導し、相互に密接な連携を図る。
 - (イ)子会社は、「関係会社管理規程別表」に定める行為を実行する場合、当該別表に基づき当社の承認を取得、又は報告を行うものとする。
 - (ウ)少数株主保護のため、親会社を含む関連当事者との取引について、「関連当事者取引管理規程」に基づき、当該取引の必要性及び取引条件の妥当性について確認する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項について
 - (ア)監査等委員会は、その職務を補助すべき使用者を置くことを取締役会に求めることができるものとする。
 - (イ)監査等委員会を補助すべき使用者は、監査等委員会の指揮命令に服し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からは独立した立場を確保する。
 - (ウ)監査等委員会の職務を補助すべき使用者に対する評価及び人事権の行使については、監査等委員会又は監査等委員会の選任する監査等委員の承認を得るものとする。
- ⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用者が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (ア)当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用者は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実が発生した場合は、速やかに監査等委員会に報告する。
 - (イ)当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用者は、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

- ⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に対し周知徹底する。
- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - (ア)監査等委員会がその職務について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
 - (イ)監査等委員会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を求めた場合、当社は、当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制
 - (ア)監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - (イ)監査等委員会は、監査法人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。
 - (ウ)監査等委員会は、社内の重要課題等を適時に把握し、必要に応じた意見陳述ができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会が確保され、取締役（監査等委員である取締役を除く）は監査等委員の重要会議への出席を拒めないものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① コンプライアンス、リスク管理に関する取り組みについて
コンプライアンス委員会を設置し、原則として毎月1回開催しております。コンプライアンス委員会では、当社グループの事業活動に関連する最新法令情報の共有、コンプライアンスに関する社内啓蒙活動の取り決め、情報セキュリティ施策に関する検討などを行っております。また、全社員を対象としたコンプライアンス全般についてのテスト、情報セキュリティに関するテストをそれぞれ半年に1回を目途に実施し、社内のコンプライアンスや情報セキュリティに対する知識と意識の向上を図っております。
リスク管理に関する取り組みとしては、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会にて当社グループの事業リスクを抽出し、各リスクの影響度、発生頻度などを評価した上で、優先して対応すべきリスクについての対応を各事業部担当者へと指示し、その改善状況を確認し

ております。

② 取締役の職務執行について

定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、経営及び業務執行上の重要な事項の決定及び承認を行っております。取締役会は、当社と利害関係を有しない独立役員である社外取締役2名を含む6名の取締役によって構成され、多様な視点での議論がなされております。

③ 監査等委員会の職務執行について

監査等委員3名（うち社外取締役2名）は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査契約に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、意見陳述を行うほか、会計監査人及び内部監査担当者と緊密な連携を構築することにより、業務執行の全般にわたって適切な監査を実施しております。また、常勤監査等委員は、常勤役員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議への出席、内部監査担当者との日常的な情報交換、各事業部責任者との個別面談等を実施し、当社の業務執行状況についての情報を収集し、他の監査等委員へと報告しております。

④ 内部監査の状況について

内部監査担当者は、年間で全部署に対し監査を実行できるよう内部監査計画を立案し、代表取締役社長の承認を得た上、承認された監査計画に基づいて監査を実施しております。監査結果については代表取締役社長に報告した上で、監査対象部門への改善指示を行い、後日改善状況を確認して改めて代表取締役社長に報告しております。また、効果的かつ効率的な内部監査を実施するため、常勤監査等委員とは日常的に監査状況についての情報共有をしているほか、四半期に1回、内部監査室、会計監査人、監査等委員会の3者で面談を実施し、各自の監査実施内容や評価結果等について情報を共有し、意見を交換しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,012,724	1,554,525	615,040	△240	3,182,051
当 期 变 動 額					
新 株 の 発 行	20,829	20,829			41,659
自 己 株 式 の 取 得				△112,141	△112,141
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益			195,077		195,077
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当連結会計年度変動額(純額)					
連結子会社に対する持ち分変動に伴う資本剰余金の増減		△21,163			△21,163
欠 損 填 補		△372,952	372,952		-
当 期 变 動 額 合 計	20,829	△373,286	568,030	△112,141	103,432
当 期 末 残 高	1,033,554	1,181,239	1,183,071	△112,381	3,285,483

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 為替換算調整勘定	そ の 他 有価証券評価差額 金	そ の 他 の 包括利益累計額合 計			
当 期 首 残 高	212,639	△123,529	89,110	9,523	616,680	3,897,365
当 期 变 勤 額						
新 株 の 発 行						41,659
自 己 株 式 の 取 得						△112,141
親会社株主に帰属する当 期 純 利 益						195,077
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当連結会計年度変動額(純額)	△4,160	126,584	122,423	24,141	△250,333	△103,768
連結子会社に対する持ち分変動に伴う資本剰余金の増減						△21,163
欠 損 填 補						-
当 期 变 勤 額 合 計	△4,160	126,584	122,423	24,141	△250,333	△336
当 期 末 残 高	208,479	3,054	211,533	33,665	366,347	3,897,029

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	15社
・主要な連結子会社の名称	株式会社エンハンス MICROAD HONG KONG HOLDINGS LIMITED MicroAd Taiwan, Ltd. MicroAd Technology Development (Shenyang), Ltd. MicroAd India Private Limited MICROAD SINGAPORE PTE, LTD. ENHANCE TECHNOLOGY COMPANY LIMITED Tiki Digital, Co., Ltd. 株式会社cory 株式会社New B 株式会社UNCOVER TRUTH 株式会社マイクロアドベンチャーズ 株式会社IP mixer 株式会社UNIVERSE PULSE IP mixer Global,Ltd.

・連結範囲の変更

当連結子会社であった株式会社MADSの株式を一部譲渡したことにより、連結の範囲から除外し持分法適用の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、株式会社マイクロアドベンチャーズを2024年10月1日、株式会社IP mixerを2025年2月27日、株式会社UNIVERSE PULSEを2025年6月2日、IP mixer Global,Ltd.を2025年8月14日に設立したことにより、連結の範囲に含めております。

当連結会計年度において、MICROAD VIETNAM JOINT STOCK COMPANYの清算が完了したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

・持分法適用の関連会社の数 2社

・主要な持分法適用の関連会社の名称

株式会社MADS

株式会社IZULCA

・持分法適用の範囲の変更

株式会社MADSは、株式を一部譲渡したため、連結の範囲から除外し持分法適用の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、株式会社IZULCAを2025年5月23日に設立したことにより、持分法適用の範囲に含めております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MicroAd Technology Development (Shenyang), Ltd. 他1社の決算日は12月31日、MicroAd India Private Limitedの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日において、連結計算書類作成の基礎となる計算書類を作成するために必要とされる決算を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|------------------|--|
| イ. 売買目的有価証券 | 時価法（売却原価は主として移動平均法により算定） |
| ロ. その他有価証券 | |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ハ. デリバティブ | 時価法 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3年～15年
工具、器具及び備品 4年～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

ハ. 使用権資産

在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産についてはリース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（データプロダクトサービス）

データプロダクトサービスにおいては、広告主の広告効果や、インターネットメディアの広告収益をそれぞれ最大化させるプラットフォームを提供しており、顧客との契約に基づいて広告枠の仕入れ、引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は主に広告が配信・出稿された時点で当社グループの履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

（コンサルティングサービス）

コンサルティングサービスに係る収益は、広告主の広告効果やインターネットメディアの広告収益をそれぞれ最大化させるプラットフォームの提供と、その他広告の運用サービスを提供しております。プラットフォームについては、顧客との契約に基づいて広告枠の仕入れ、引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は主に広告が配信・出稿された時点で当社グループの履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。その他広告の運用サービスについては、契約で定められた期間にわたり各媒体上に広告を掲載する義務及び運用義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該契約期間にわたり認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却

しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項 ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)第65-2項(2) ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度において計算書類に計上した金額のうち株式会社UNCOVER TRUTH(以下、UT社)に係る金額は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
のれん	959,577千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、2024年9月期においてUT社の株式を追加取得し、取得原価の配分を行っております。取得原価のうちのれんに配分された金額が相対的に多額であるため、減損の兆候が存在すると判断しましたが、UT社の事業から生じる割引前将来キャッシュ・フローの総額がのれんを含む固定資産の帳簿価額を上回っていることから、当連結会計年度において減損損失の認識をしておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの見積り額はUT社の事業計画に基づいて見積ってあります。これには、新規顧客の獲得による売上高の成長等の仮定に基づく将来の見積りが含まれています。

これらの将来キャッシュ・フローの見積りにおいて用いた仮定は合理的であると判断しておりますが、将来的不確実な状況変化により、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結財務諸表における、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	512,352千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来の課税所得に関する収益見通しを含めた様々な予測・仮定に基づいて繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰戻、繰越期間における課税所得を見積っております。

課税所得は、中期経営計画の前提となった数値を基に、経営環境などの外部要因、当社グループ内で用いている予算などの内部情報、過去実績などからの計画進捗状況等を考慮し、適宜修正し見積っております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 763,123千円

なお、上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 保証債務

以下の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

PT. Mahakarya Adi Indonesia	45,000千円
計	45,000千円

(3) 契約負債

流動負債の「その他」のうち、契約負債については「7.収益認識に関する注記 (3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報」に記載しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 27,831,354株

(2) 当連結会計年度の末日における会社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる当該株式会社の株式

	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
発行決議日	2017年 12月19日	2018年 7月4日	2020年 12月9日	2021年 12月9日

目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	36,000株	30,000株	688,800株	407,400株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、データプラットフォーム事業を行っており、その一環として投資業務を行っております。当社グループでは主に自己資金によるほか、必要な資金調達については金融機関からの借入れによっています。資金運用については上場株式等で運用を行っております。また、デリバティブ取引は、保有する上場株式の価格変動のリスクをヘッジする目的でリスクを十分検討の上で行うこととしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、上場株式と非上場株式であり、上場株式は市場価格の変動リスクに晒されています。

非上場株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して管理しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、価格変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理ガイドラインに基づき、管理部門が債権回収状況を定期的にモニタリングし、債権ごとに期日及び残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

ii 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

有価証券及びデリバティブ取引の執行者は、事前に定めた者に限定されています。執行者及び担当部署

の運用状況の管理も行い、取締役会等にその内容が報告されております。
有価証券及びデリバティブ取引の運用結果については、定期的に管理部門に報告しております。

- iii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、短期貸付金、買掛金、未払法人税等、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	450,612	450,612	—
長期貸付金 (1年以内回収予定含む)	69,510	68,007	△1,503
資産計	520,122	518,619	△1,503
リース債務 (1年以内返済予定含む)	39,588	39,300	△288
長期借入金 (1年以内返済予定含む)	205,020	196,021	△8,999
負債計	244,608	235,321	△9,287

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等（※1）	168,157
組合出資金（※2）	161,082

※1 非上場株式は「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

※2 組合出資金は投資事業有限責任組合であります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先事項が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	142,612	—	—	142,612
その他	—	—	308,000	308,000
資産計	142,612	—	308,000	450,612

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	68,007	—	68,007

資産計	—	68,007	—	68,007
リース債務 (1年以内返済予定含む)	—	39,300	—	39,300
長期借入金 (1年以内返済予定含む)		196,021		196,021
負債計	—	235,321	—	235,321

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

その他有価証券は上場株式及び非上場株式の新株予約権であります。上場株式については取引所の価格をもつて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。非上場株式の新株予約権について、相場価格が入手できないため、直近の独立した第三者間取引やファイナンス価格の情報が利用可能な場合、時価は当該直近の取引価格に基づいて評価しております。観察できない時価の算定に係るインプットを使用しているため、その時価をレベル3の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定し、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはデータプラットフォーム事業の単一セグメントであり、サービスごとに生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

サービスの名称	売上高
データプロダクトサービス	6,991,370
コンサルティングサービス	8,679,185
外部顧客への売上高	15,670,556

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(4) 会計方針に関する事項 ⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,676,439
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,216,255
契約負債（期首残高）	28,828
契約負債（期末残高）	24,854

契約負債は主に顧客からの前受金に関するものであり、連結貸借対照表において、「その他」に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は24,317千円であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

127円90銭

(2) 1株当たり当期純利益

7円10銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年10月1日から)
(2025年9月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,012,724	1,012,724	15,312	1,028,036	△372,952	△372,952	△240	1,667,568
当期変動額								
新株の発行	20,829	20,829		20,829				41,659
準備金から剰余金への振替		△542,952	542,952					
欠損填补			△372,952	△372,952	372,952	372,952		-
当期純利益					595,727	595,727		595,727
自己株式の取得							△112,141	△112,141
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	20,829	△522,122	170,000	△352,122	968,680	968,680	△112,141	525,245
当期末残高	1,033,554	490,601	185,312	675,913	595,727	595,727	△112,381	2,192,814

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△123,529	△123,529	9,523	1,553,563
当期変動額				
新株の発行				41,659
準備金から剰余金への振替				
欠損填补				-
当期純利益				595,727
自己株式の取得				△112,141

株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	126,584	126,584	24,141	150,725
当期変動額合計	126,584	126,584	24,141	675,971
当期末残高	3,054	3,054	33,665	2,229,534

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

① 売買目的有価証券 時価法 (売却原価は主として移動平均法により算定)

② 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

③ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (時価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

④ デリバティブ 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3年～15年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

ます。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(データプロダクトサービス)

データプロダクトサービスにおいては、広告主の広告効果や、インターネットメディアの広告収益をそれぞれ最大化させるプラットフォームを提供しており、顧客との契約に基づいて広告枠の仕入れ、引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は主に広告が配信・出稿された時点で当社履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(コンサルティングサービス)

コンサルティングサービスに係る収益は、広告主の広告効果やインターネットメディアの広告収益をそれぞれ最大化させるプラットフォームの提供と、その他広告の運用サービスを提供しております。プラットフォームについては、顧客との契約に基づいて広告枠の仕入れ、引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は主に広告が配信・出稿された時点で当社の履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。その他広告の運用サービスについては、契約で定められた期間にわたり各媒体上に広告を掲載する義務及び運用義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該契約期間にわたり認識しております。また、取引対価は、履行義務を充足してから主として1年内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項 ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	1,123,974千円 (うち、株式会社UNCOVER TRUTH 813,715千円)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は取得原価をもって帳簿価額としておりますが、市場価格のない株式等については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、評価損を計上しております。関係会社株式の評価の見積りに用いる実質価額は、株式等の発行会社の直近の財務諸表、事業計画を基礎として算定しております。当該事業計画には、新規顧客の獲得による売上高の成長等の仮定に基づく将来の見積りが含まれています。これらの仮定等は将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受けるため、見直しが必要となった場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	510,081千円

なお、上記繰延税金資産は繰延税金負債と相殺後の金額を表示しております。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結注記表 3.会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 537,636千円

なお、上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(2) 保証債務

以下の会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

PT. Mahakarya Adi Indonesia	45,000千円
計	45,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	215,536千円
② 短期金銭債務	116,224千円
③ 長期金銭債権	10,000千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	995,047千円
売上原価	897,918千円
販売費及び一般管理費	8,263千円
営業取引以外の取引による取引高	36,966千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 488,767株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,071千円
減価償却超過額	2,117千円
ソフトウエア	18,277千円
投資有価証券評価損	118,022千円
関係会社株式評価損	123,856千円
資産除去債務	27,001千円
固定資産除却損	33,709千円
税務上の繰越欠損金	580,435千円
その他	91,469千円
繰延税金資産小計	1,007,962千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△168,034千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△302,295千円

評価性引当額	△470,329千円
繰延税金資産合計	537,632千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△21,713千円
その他有価証券評価差額金	△4,093千円
その他	△1,745千円
繰延税金負債合計	△27,551千円
繰延税金資産（負債）の純額	510,081千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主	株式会社サイバーエージェント	被所有 直接 48.86%	広告取引等	広告売上取引(注)	858,576	売掛金	89,892
				広告媒体の仕入取引(注)	73,148	買掛金	13,192

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針については、市場価格を勘案し決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社UNCOVER TRUTH	所有 直接 92.40%	経営指導	資金の貸付(注1)	—	短期貸付金	70,000
				経営指導料(注2)	12,840	未収入金	2,126

(注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注2) 経営指導料については、業務内容等を勘案して両者協議のうえ決定しております。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及びその近親者	渡辺 健太郎	被所有 直接 1.14% 間接 5.67%	当社代表取締役	ストック・オプションの権利行使(注)	20,748	—	—

(注) 2014年11月1日、2020年12月9日開催の臨時株主総会決議により、付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。
なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 80円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 21円70銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。